# 争へ制度強化

有効に機能するか。

課徴金減免制度は

公益通報者保護法が施行 企業は不正を内部

有効に機能

する

か



競争政策について意見が交わされたパネル討論(1月27日午後、東京都千代田区)

風

土

立は変

わる

東京大学大学院 経済学研究科·経済学部教授 松井 彰彦氏

まつい・あきひこ 85年(昭60年)東大経卒。90年米ペンシルベニア大助教授、筑波大助教授を経

風土があり、談合摘発の

ハリントン

とはできない」といった

いことだ。

る人だ。それこそ望まし

も多い。協力の精神はど

こまであるのか。

談合では工事現

う。課徴金の減免制度が

際的な協調が必要だろ

競争政策にも国

に、税制など他の制度と 日本で導入されたよう 企業が協力できないこと

の無駄があるはずだ。

規格は統一できなかっ

から推測すると、日本に

は談合で二兆から五兆円

た。国際的な事例では、

をしようという意志のあ

とた仲間企業を**裏**切るこ

日本には「談合を

切るのはぎすぎすした社

きっちり合意した談合ば

枚岩ではない。本当に

これまでの国際カルテル

参加する企業同士

の中では最もコストを下 が多い。これは談合仲間 ある企業が受注すること 場に近く、過去に実績が

に、互いに協力的なのか。

がだましあいをしてい

告発した社員を左遷した

## 日米欧の課徴金制度比較

A 234-h-	• •
日本	達反期間中の対象製品売上 高の10%(製造業の大企業)
米国	違反期間中の対象製品売上 高の15-80%
欧州連合 (EU)	企業の総売上高の10%以下

## ▽行政当局に違反を申告した時の減

28.					
		1番目	2番目	3番目	
日	本	100%	50%	30%	
米.	国	100%	なし.	なし	
E	U	100%	30-50%	20-30%	

(注)立ち入り検査前に申告した場合

徴金を免除される可能性 に違反を申告すれば、 なる。これで内部告発が り、解雇したりできなく があるのだから、そのチ 活発になるだろう。 自己申告した企業に別の 違反事例を答えさせる制 ただ、日本には違反を

早くやめるべきだという 独禁法に違反する行為は カルテルや談合など 課徴金減免制度 解すれば、 会の風土が根付くと思 健全な競争社

う前提のもとで成り立っ 密を行政当局が守るとい いいかに問題がある。

は、どんな協力をすれば モッタ

なものに発展していく必 国が協力する条約のよう を妨げる要因にもなって カルテルの時には、 いる。摘発した時には各 情報交換で 度があるためだ。例えば

加盟国によって違反に刑 欧州連合(EU)では、 関である欧州委員会に摘 事罰を科すかどうかが異 なる。EUの行政執行機 各国レベル

なっている。

では起訴されるおそれが 慎重になる理由の一つと 松井 そもそも企業に カルテルを結ぶ前に

か。欧州ではEUと各国 る。日本では公取委だけ 争が必要なのではない でそれぞれ競争政策があ

松井 競争政策にも競

当局による情報の共有に あり、これが企業が行政 的な利益は消費者には全 く還元されないというこ

国にはそれぞれ異なる制

開会あいさつ

18,2,6

E

# 新しいルール 括的に検証

は、鈴村興太郎一橋大教授の司会で、課徴金減免制度の運用上の課題を話し合った。

しい競争政策の効果的な実践に向けて」と題し、

経済システムの規範的評価と社会的選択」は一月二十七日、都内で公開シンポジウムを開いた。

、改正独占禁止法の狙いや課題を議論。

日本経済新聞社、公正取引委員会競争政策研究センター、

一橋大学1世紀COEプログラム「現代

今回の国際シンポジウ

争政策を包括的に検証す

法は、

以前の独禁法に残

和させたものだ。 的なルールを国際的に調 化に対応して競争の基本

たが、これらの改革が

た改正独禁法と新しい競

るのが目的だ。改正独禁

っていた非整合性を取り

経済のグローバル

新



競争政策研究センター所長 橋大学経済研究所教授) 鈴村 興太郎氏

ずずむら・こうたろう 66年(昭 41年) 一橋大経卒。73年京大助教 授、84年一橋大教授、03年から公 正取引委員会競争政策研究センタ

解を深めていくことが課 政策を実践するための理 る。今後は、新たな競争 発的な反応にかかってい 争のプレーヤーによる自 成果をもたらすかは、 国民にとってどのような

とだ。

が大幅に下がった。これ システムの改革が必 だ。長野県では入札制度 策の一部分にすぎない。 を変更したことで落札率 を巡る談合が多く、入札 日本では公共工事の入札 課徴金の滅免制度は政

7

公正取引委員会委員長

18,2,6 日段

2/4

竹島 彦氏



ことで、競争政策を推進 する目的だ。

などに関与した事業者が

正独禁法の定着に向けて

と考えている。一一後は改

局と伍 (ご) して、国際

規模のカルテルを監視・

や事業者の活動をチェッ 費者も厳しい目で公取委 しなければならない。消

国際標準に一歩近づいた り、欧米の主要な競争当

て、我が国の競争政策は

反事件は国際化してお 局との協力だ。独禁法達

地方自治体の意識も改革

にみられるように、国や

今回の法改正によっ

三つの点に留意して取り

導入した。これは、談合

に「課徴金減免制度」を

容を報告すれば、課徴金 公正取引委員会に違反内 ているのは、透明性が高 我が国に特に求められ

対しては厳しく対処する 公正かつ自由な競争を維 回の独占禁止法改正は、 持・促進し、違反行為に そ企業は成長できる。今 市場での競争があってこ なし」と言っているが だ。「競争なくして成長 く公正な経済社会の実現

> 明や違反行為を防ぐため 対しては、事件の真相究

り大きいためと考えられ

が、課徴金という損失よ 禁法違反で得る利益の方

ಠ್ಠ

企業が後を絶たない。独

独禁法違反を繰り返す

げて、企業が受ける「痛

課徴金の算定率を引き上 る。そこで法律を改正し、

み」を強める対策を導入

不正防止へ「痛み 強く

カルテルや入札談合に

もある。

# 国際標準

して、情報を提供したと、報提供が不十分。 まだ隠

免除の額が変わるから

裁

# 柴田氏 仕組みをどう評価 分かりやすさが 定に不信感が残る。この

改革企業に迫る

企業は常に行政当局の決 ている。裁量があると、 制度のいい点だと評価し を適用するときに、行政 の裁量がないのは日本の ハリントン 減免制度 めだ。 用や人手がかからないた との確信はもてない。企 を集めて摘発する当局 に申告したいと思って ることが多いのは、証拠 が過去のカルテルを当局 す。米国で司法取引にな<br />
最高経営責任者(CEO) も、手打ちをした方が費 も、課徴金が免除される 結果、企業が当局の判断 のはいいといえるだろ を不服とする訴えを起こう。裁量があると新任の 業は全面的に当局に協力 モッタ・裁量権がない

で導入した課徴金減免制

-日本が改正独禁法

度の評価は、

課徴金は本来、

うえすぎ・あきのり 45年) 東大法卒、公正取引委員会 事務局へ。同審査局長、経済取引 局長を経て、03年から現職

題点はあるか。

-日本の制度にも問

上杉

公正取引委員会事務総長

秋則氏

.70年(昭

モッタ氏

に、減額の率は決まって ないこと。申請した順番 は行政当局が課徴金を増 ためだ。欧州と異なるの のくらいが適当と考えた の端緒を見つけるにはこ

減する裁量権を持ってい

今回、減免の対象を違反

から徴収すべきものだ。

足をしたすべての企業 **談合やカルテルで独禁法** 

を自主申告した順番に三

社までとしたのは、違反

# 主張しても、当局が「情している」と判断すれば、

公正取引委員会委員 愛子氏 柴田

しばた・あいこ

63年 (昭38年) ニオン大卒、96年関 01年から現職 米マウントユニオ 西学院大教授、

る制度とすることが重要 なり、罰則の強化も進ん かりにくいのも事実だ。 できた。しかし、国際的 どうかの効果は極めて分 が企業に科されるように ないから、減っているか ただ違反の全体数が見え モッタ 巨額の制裁金

# 題点はある か 免の対象が三社に限られ

モッタ 課徴金減免制 地があるのではないか。 度を導入したのは歓迎す るが、もう少し議論の余 取り締まりをするのに十 ともあり得る。四番目の て三社にし、企業が持っ ている。三社だけでは、

分な情報が集まらないこ 集める最低限の社数とし 例えば、日本の制度は減 情報が最も役に立つ場合 を今回導入した。情報を だってあるわけだろう。 上杉 日本は滅免制度 ったのに、それでも利益 を得られたという説もあ 各社が巨額の制裁金を払 上げたが、この水準では る。日本も課徴金を引き

なビタミンカルテルでは

させないようにする狙い カルテルそのものを成立 制度を導入することで達 心暗鬼にさせることで、 するのではないか」と疑 で「誰かが公取委に報告 反行為の立件が容易にな を減額する制度だ。この カルテルのグループ内 ر با ح の濫用(らんよう)」に 背景にした「優越的地位 テル・談合の取り締まり な執行だ。法改正はカル ついても迅速に対処して 売」や、取引上の地位を 不利益を与える「不当廉 が主眼だが、中小企業に 二点目は各国の競争当 一点目は独禁法の厳正 ている。 だ。独禁法の規制対象と に対する意識改革も重要 ことが重要であると考え 形で競争環境を整備する .当局の会合を開いた。こ して東アジア地域の競争 の地域の実情に根ざした なる事業者だけでない。 「官製談合」という言葉 「公正かつ自由な競争

排除していきたい。昨年 う点にかかっている。欧 得なかったということだ は、企業から見て透明性 米と比べて競争の規範が どれだけ信用するかとい が高い制度をとらざるを 根付いていない日本で 行政当局と企業を社会が **五月には、我が国が提唱** 柴田 政府がすること 松井 裁量の問題は、 国民が見てよく分か たものであり、現状を見 い。減免制度はカルテル の取り締まりを目的とし ではないか。 するという動機を失うの 企業は少しでも早く申告 余地が残る。その場合、 る。いい情報を持ってき ると摘発に効果がある。 度にも完全なものはな たら四番目も減免すると てくる情報の質は考慮す クしてほしいと考えてい いうのでは行政に裁量の ハリントン どんな制

階では、企業に自発的に共 促すような恩恵を与える必 どを報告するよう求めるの 難しい。自発的な報告を

措置減免制度と共謀の探知に おける競争当局の役割

競争当局がカルテルに関

18.2.6 日经44

する情報を持っていない段

免を適用する制度にも問題 複数の企業に課徴金の減

**点がある。 共謀を最初に報** 

しなくても減免が受けら



ジョンズ・ホプキンス大教授 ジョゼフ ハリントン氏

79年米バー ョンズ・ホ 年から現職 -ジニア大卒

> 有利と考える企業が出る可 とで、最初に報告した方が

胜性がある。

を紹介しよう。カルテルを いないか」と聞く手法だ。 報告した「証人」に「他の 企業や業界の情報を持って

クエスチョン」と呼ばれ、 る。これは「オムニバス・ 偽証した場合には、恩赦、の **姿会を剝奪(はくだつ)す** 在に気づく可能性がある。 よって、販売する企業との ただ違反を報告することに に詳しいのでカルテルの存

済的な報酬を与える必要が しれない。バイヤーにも経 関係が崩れると考えるかも

説報告に

行動に気づく可能性がある いない従業員も報告の対象 になり得る。上司の不審な 違反行為に直接関与して

恩恵を与えよ

れるので、最初に報告する・この質問で発見できたカル いので効力を発揮するかどの「告発」も期待できる。カ 個人を対象にした罰則がな ていないライバル企業から テルもある。ただ日本には、 からだ。カルテルに参加し ルテルを効果的に取り締ま

するには、当局による調査

違反行為の報告を活発に

機づけが弱くなる。

開始日を事前に発表するこ うかは疑問だ。

が有効かもしれない。当 か調査開始を公言するこ

減免範囲を拡大すること

るには、これらが機能する

も考慮に値する。カルテルような政策も必要だろう。

米国で効果があった制度 に参加している企業の担当 る企業のバイヤーだ。価格 者以外の情報も違反行為の 発見に役立つからだ。 有望なのが商品を購入す 講 演

にどのような環境が整えば なければ発展しない。

らないものがある。経済的 ら見てもはっきりとは分か げにもなる。企業は競争し だけでなく、経済発展の妨 定や市場分割の取り決め して消費者の不利益になる は、製品の価格が高止まり 企業間の共謀には外部か 複数の企業による価格協

の市場でりんごを売ってい るとする。 ほかにもりんご

安い値段にして、価格競争 市場の業者はみな私より

が重要だ。だから企業の行

為を監視しなければならな

脱する企業を感知すること

行政当局は、共謀から離

(謀の例として、 私が屋外 外から見ても分からない

割り引きして離脱すると、

から共謀を推測する。

**抑止策が分からない。** 

共謀が維持されるかのメカ

を売る業者がいたとして、

ものだ。企業が言葉をかわ

す明示的な行為だけに目を

つけるのではなく、データ

共謀するのに最適な価格が

一個一がとする。 仮に私がりんごの値段を

一ズムを解明しなければ、

# カルテルとの戦い 経済分析とEUの経験

## ロピアン・ユニバーシティ・ インスティテュート教授

マッシモ・モッタ氏 ァン・カトリック大 (ベ で博士号取得、97年ポン ァブラ大 (スペイン) 教 98年から現職

ルギ ペウ 授、 が生まれやすい。 経済的な観点では、共謀

暗黙の共謀をした方がい が始まるだろう。それなら に口を出すことは当局のつ

局は監視を

締まりができるか。価格の

どうすれば感知し、取り

データ分析があるが、価格

ければならない。 い。量や価格に気を配らな

る。企業は合併を使って、 企業が操作できるものがあ 作るかもしれない。合併が より共謀がしやすい環境を に値上げをし、それをすぐ 共謀を維持する環境には でもない。

とめではない。高い価格を 付けたから違反になるわけ

あると、業界内で似た企業 ば、調査をしてみる。抜き に追いかける企業があれ に有用だ。ある企業が大幅 規違反の端緒を見つけるの データは業界での競争法

# 果的な実践に向け

はあくまで結果を判断する

は経営者の自宅も捜索でき る権限が行政当局にある。

打ち検査が有効だ。欧州で